

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年7月17日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 16 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
東 京 事 務 所	令和8年5月15日	加賀委員	柴田委員
名 古 屋 事 務 所	令和8年6月4日	小松委員	海老名委員
大 阪 事 務 所	令和8年6月5日	小松委員	海老名委員
農業総合研究センター水田農業研究所	令和8年6月9日	加賀委員	柴田委員
病虫害防除所庄内支所	令和8年6月9日	加賀委員	柴田委員
鶴岡電気水道事務所	令和8年6月9日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和8年6月9日	小松委員	海老名委員
港 湾 事 務 所	令和8年6月9日	小松委員	海老名委員
最上電気水道事務所	令和8年6月9日	小松委員	海老名委員
酒田電気水道事務所	令和8年6月12日	加賀委員	柴田委員
置賜電気水道事務所	令和8年6月12日	小松委員	海老名委員
東北農林専門職大学	令和8年6月15日	加賀委員	柴田委員

農 林 大 学 校	令和8年6月15日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和8年6月15日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和8年6月15日	小松委員	—
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和8年6月15日	小松委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 港湾事務所

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの
港湾使用料及び占用料

調定すべき日 令和7年4月1日

調定手続日 令和7年9月9日

調定額 768,000円

ロ 東北農林専門職大学

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの
役務費（牛肉の分析官能評価検査）

請求書受理日 令和7年8月26日

支払期限 令和7年9月9日

支払日 令和8年3月9日

支出額 1,962,400円

ハ 村山電気水道事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和7年度 朝日川筋河川環境影響調査業務委託

請求書受理日 令和7年10月10日

支払期限 令和7年10月24日

支払日 令和7年11月7日

支出額 935,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（農業総合研究センター畜産研究所）

ロ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（病虫害防除所庄内支所、東京事務所）
- (ロ) 支払の遅延により、遅延利息を発生させたもの（鶴岡電気水道事務所）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（農業総合研究センター畜産研究所）
- (ニ) 代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（農業総合研究センター園芸農業研究所）